

23 国際第 521 号
平成 23 年 8 月 5 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

仏領ポリネシア向けに輸出される食品等に関する輸入規制について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになっていきます。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号）及び「仏領ポリネシア向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 7 月 6 日付 23 国際第 378 号）により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

このことについて、仏領ポリネシア政府は、8 月 4 日に輸入規制に関する政令の改正を公表し、証明書の取扱いを下記のとおり変更していますので、お知らせいたします。

記

1. 変更点

「仏領ポリネシアの定める放射性物質最大許容量を超えないこと」を証明すべき内容とされる食品・飼料（区分 3）から、山形県及び新潟県で収穫・加工されたものを除外し、静岡県で収穫・加工されたものを追加。（これに合わせて様式も変更。様式は別添のとおり）

2. 新旧対照表

(改正前)

	対 象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫・加工された食品・飼料	収穫・加工された時期
2	<u>13</u> 都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、 <u>山形</u> 、 <u>新潟</u> 、長野、山梨、埼玉、東京、千葉及び神奈川）以外で収穫・加工された食品・飼料	収穫・加工された道府県
3	3 月 11 日以後に <u>13</u> 都県で収穫・加工された食品・飼料	仏領ポリネシアの定める放射性物質最大許容量を超えないこと

(改正後)

	対 象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫・加工された食品・飼料	収穫・加工された時期
2	<u>12</u> 都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川及び <u>静岡</u> ）以外で収穫・加工された食品・飼料	収穫・加工された道府県
3	3 月 11 日以後に <u>12</u> 都県で収穫・加工された食品・飼料	仏領ポリネシアの定める放射性物質最大許容量を超えないこと